平成２４年（フ）第１０号
沖縄県那覇市字小禄1488番地　我如古アパート301
債務者　稲福　礼樹
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１号
沖縄県那覇市首里大名町２丁目42番地
債務者　仲松　　薫
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２０６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈鹿島字倉庭16番地町営住宅11―２
債務者　高橋　新七
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
宮城県石巻市向陽町３丁目27番４号
債務者　沖津　啓子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６号
秋田市土崎港北３丁目３番36号　レジデンス村上Ａ―203
債務者　大和田洋一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０号
秋田県男鹿市払戸字三萬場43番地17
債務者　佐々木美貴子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
秋田市手形からみでん５―18、住民票上の住所秋田市添川字地ノ内74番地29
債務者　小野昌一郎
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
秋田市新屋松美ガ丘南町４番14号
債務者　池田　保子（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県日立市助川町４丁目28番14号
債務者　杉澤　美鈴
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４５号
茨城県日立市東滑川町１丁目９番１―202号
債務者　石澤　典子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１４７号
茨城県日立市会瀬町２丁目18番16―102号
債務者　河野　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県鹿嶋市宮津台2346―51グランモア宮津台パート７Ｂ102、住民票上の住所茨城県神栖市太田3423番地22
債務者　林　　大祐
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３号
茨城県神栖市神栖１丁目６番26号
債務者　中村　成幸
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１６０２号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番３棟303号
債務者　藤本　久子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１１号
千葉県船橋市金杉台２丁目１番３棟301号
債務者　尾上　康博
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２９号
千葉市緑区大木戸町145番地の２
債務者　伊藤　麗子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６００号
石川県野々市市御経塚５丁目56番地　ヴァンベール塚本102号室、従前の住所石川県白山市水澄町403番地５
債務者　髙橋惠美子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
金沢地方裁判所